

特別養護老人ホーム吉兆苑（従来型） 利用料金

1 利用料及びその他の費用（契約書第 11 条参照）

サービスは介護保険証と介護保険負担割合証の提示をもって利用料負担割合が決定されます。いずれかの提示がない場合、10 割の負担となります。

【当施設の居住費・食費の負担額】

実費負担金	従来型個室（1 日）	従来型多床室（1 日）
食費※ 1	¥ 1, 392	¥ 1, 392
居住費※ 1	¥ 1, 171	¥ 855
管理費	¥ 85	¥ 85
合計	¥ 2, 648	¥ 2, 332
1 か月（30 日）	¥ 79, 440	¥ 69, 960

入院または外泊時の居住費については、外泊時加算の対象期間の 6 日間のみ補足給付が行われ、施設利用の居住費の負担が軽減されます。7 日目以降の入院または外泊時の居住費については、補足給付が行われないため、7 日目以降もご契約者の希望等によりご契約のために居室を確保する場合の居住費については、利用者負担段階 4 の居住費をご負担いただくことになります。

日常生活上の便宜の提供に係る費用	当施設で介護にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認める費用。そのサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。
医療費	要した費用の実費
理容・美容サービス	<p style="text-align: center;">髪や 大阪市阿倍野区文の里 1-8-21-401</p> <p>カット : ¥1900-</p> <p>顔そり : ¥ 600-</p> <p>パーマ : ¥3800-</p> <p>ヘアカラー : ¥3800-</p>
金銭管理費	預け入れされている金銭に対しての事務管理費 85 円（日額）
日常生活品の購入代行サービス	購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

法定負担金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
従来型個室・多床室（1 日）	¥ 739	¥ 818	¥ 900	¥ 979	¥ 1, 057
従来型個室・多床室（30 日）	¥ 22, 167	¥ 24, 533	¥ 27, 004	¥ 29, 371	¥ 31, 702

上記料金には、日常生活支援加算、個別機能訓練加算、看護体制加算 I、精神科医師定期的療養指導加算、介護職員処遇改善加算 I が含まれたものとなります。

※65歳以上で、一定所得以上の方は介護保険サービス利用時の負担が2割になります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額いったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

加算項目		点数	備考
初期加算		32 円/日	入所日より30日を限度として算定。
若年性認知症受入体制加算		126 円/日	若年性認知症入所者（介護保険法第2条第6号）を受け入れた場合に算定。
福祉施設外泊時費用		258 円/日	外泊時・入院時の際に算定（1日当たり）6日を限度とし、月をまたいだ場合最高12日間算定する。
在宅復帰支援機能加算		11 円/日	入所者が在宅復帰を行うに当たり、相談援助を受けた場合に算定。
在宅・入所相互利用加算		32 円/回	施設・入所相互利用（ホームシェアリング）を行った場合に算定。
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日45日前～31日前	76 円/日	回復する見込みの無い入所者に対して、施設で医師、看護師、介護士、介護支援専門員、相談員などと協同し看取り介護を行った場合、死亡した45日前から起算して算定。在宅、病院に転院した場合であっても30日以内であれば算定する
	死亡日30日前～4日前	151 円/日	
	死亡日前々日、前日	711 円/日	
	死亡日	1,338 円/日	
安全対策体制加算（新設）		21 円/初回のみ	安全確保と事故対応における体制算定（入所時1回のみ算定）
再入所時栄養連携加算（新設）		418 円/回	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）場合に、1回に限り算定。
療養食加算		7 円/回	病状等に対応した治療食を提供した場合に算定。

※注1・・・処遇改善加算は総単位数（一ヶ月の基礎総単位数×日数）×加算率（0.083）より算出

※注2・・・特定処遇改善加算は総単位数（一ヶ月の基礎総単位数×日数）×加算率（0.027）より算出（ユニットは加算率0.023）。

上記の自己負担額は1割負担の額となっております。「介護保険負担割合証」により2割～3割負担となる場合もございます。

上記の利用料金について、ご本人様の課税状況によっては保険者による減額制度（高額サービス費受領委任払申請、負担限度額認定申請）の利用を行える場合があります。詳しくは施設相談員までご相談ください。

ユニット型特別養護老人ホーム吉兆苑利用料金

1 利用料及びその他の費用（契約書第 11 条参照）

サービスは介護保険証と介護保険負担割合証の提示をもって利用料負担割合が決定されます。いずれかの提示がない場合、10 割の負担となります。

【当施設の居住費・食費の負担額】

実費負担金	ユニット型個室（1日）
食費※1	¥ 1,392
居住費※1	¥ 2,912
管理費	¥ 85
合計	¥ 4,389
1か月（30日）	¥ 131,670

- 世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護の方は、補足給付が行われ、上記の施設利用の居住費・食費の負担が軽減される場合があります。
- 入院または外泊時の居住費については、外泊時加算の対象期間の 6 日間のみ補足給付が行われ、施設利用の居住費の負担が軽減されます。
- 7 日目以降の入院または外泊時の居住費については、補足給付が行われなため、7 日目以降もご契約者の希望等によりご契約のために居室を確保する場合の居住費については、居住費をご負担頂くことになります。

日常生活上の便宜の提供に係る費用	当施設で介護にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認める費用。そのサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。												
医療費	要した費用の実費												
理容・美容サービス	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">髪や</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">大阪市阿倍野区文の里 1-8-21-401</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">カット</td> <td style="text-align: center;">: ¥1900-</td> <td style="text-align: center;">顔そり</td> <td style="text-align: center;">: ¥ 600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パーマ</td> <td style="text-align: center;">: ¥3800-</td> <td style="text-align: center;">ヘアカラー</td> <td style="text-align: center;">: ¥3800-</td> </tr> </table>	髪や	大阪市阿倍野区文の里 1-8-21-401			カット	: ¥1900-	顔そり	: ¥ 600	パーマ	: ¥3800-	ヘアカラー	: ¥3800-
髪や	大阪市阿倍野区文の里 1-8-21-401												
カット	: ¥1900-	顔そり	: ¥ 600										
パーマ	: ¥3800-	ヘアカラー	: ¥3800-										
金銭管理費	預け入れされている金銭に対しての事務管理費 85 円（日額）												
日常生活品購入代行サービス	購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費												

法定負担金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
ユニット型個室（1日）	¥ 839	¥ 918	¥ 1,002	¥ 1,082	¥ 1,159
ユニット型個室（30日）	¥ 25,173	¥ 27,531	¥ 30,062	¥ 32,455	¥ 34,777

上記料金には、日常生活支援加算、個別機能訓練加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、精

神科医師定期的療養指導、介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算が含まれたものとなります。

※65歳以上で、一定所得以上の方は介護保険サービス利用時の負担が2割又は3割になる場合があります。

加算項目		点数	備考
初期加算		32 円/日	入所日より30日を限度として算定。
若年性認知症受入体制加算		126 円/日	若年性認知症入所者（介護保険法第2条第6号）を受け入れた場合に算定。
福祉施設外泊時費用		258 円/日	外泊時・入院時の際に算定（1日当たり）6日を限度とし、月をまたいだ場合最高12日間算定する。
在宅復帰支援機能加算		11 円/日	入所者が在宅復帰を行うに当たり、相談援助を受けた場合に算定。
在宅・入所相互利用加算		32 円/回	施設・入所相互利用（ホームシェアリング）を行った場合に算定。
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日45日前～31日前	76 円/日	回復する見込みの無い入所者に対して、施設で医師、看護師、介護士、介護支援専門員、相談員などと協同し看取り介護を行った場合、死亡した45日前から起算して算定。在宅、病院に転院した場合であっても30日以内であれば算定する
	死亡日30日前～4日前	151 円/日	
	死亡日前々日、前日	711 円/日	
	死亡日	1,338 円/日	
安全対策体制加算（新設）		21 円/初回のみ	安全確保と事故対応における体制算定（入所時1回のみ算定）
再入所時栄養連携加算(新設)		418 円/回	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）場合に、1回に限り算定。
療養食加算		7 円/回	病状等に対応した治療食を提供した場合に算定。

※注1・・・処遇改善加算は総単位数（一ヶ月の基礎総単位数×日数）×加算率（0.083）より算出

※注2・・・特定処遇改善加算は総単位数（一ヶ月の基礎総単位数×日数）×加算率（0.023）より算出

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を全額お支払い頂き、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。